

規 則

母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十六号

母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則

母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則（昭和四十八年埼玉県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中、「印鑑証明書」を「印鑑登録証明書」に改める。

「		甲		者	
ふりがな	氏名	生年	月	ふりがな	氏名
住所	職業	収入	月	住所	職業
勤務先名	勤務先名	勤務先所在地	勤務先所在地	勤務先名	勤務先名

様式第一号（一）中

月 日	個 人 番 号
（ 日生 歳 ）	

電話（自宅）（ ）（ ） （携帯）（ ）（ ）	
額	円（年収 円）

電話（ ）（ ）	

「		甲		者	
ふりがな	氏名	生年	月	ふりがな	氏名
住所	職業	収入	月	住所	職業
勤務先名	勤務先名	勤務先所在地	勤務先所在地	勤務先名	勤務先名

DV、虐待等の被害を受けて避難されている方については町村名）を秘匿することができます。希望する場合は、右秘匿希望の有無は、マイナンバー制度において上記情

生 年 月 日	個 人 番 号
年 月 日 生 (歳)	

、所在地につながる情報（都道府県名又は市の秘匿希望欄に✓印を記入してください。報を秘匿する措置をとるためにのみ使用しま

秘匿希望

問合せ№。

電話（自宅） () ()
(携帯) () ()

収 入	月額	円(年収	円)
-----	----	------	----

勤務先 所在地	電話 () ()
------------	------------

申 請 者	ふりがな	生 年
	氏 名	年 月
	ふりがな	
住 所	〒	
学 校 名		学校所在地

〒163-8611 東京都港区

月 日	個 人 番 号
日生 (歳)	

電話（自宅） () ()
(携帯) () ()

電話 () ()

申 請 者	ふりがな	
	氏 名	
	ふりがな	
住 所	〒	
学 校 名		

D・V、虐待等の被害を受けて避難されている方については、町村名)を秘匿することができます。希望する場合は、右秘匿希望の有無は、マイナンバー制度において上記情

生 年 月 日		個 人 番 号	
年	月	日生	
(歳)			
<small>、所在地につながる情報（都道府県名又は市の秘匿希望欄に✓印を記入してください。報を秘匿する措置をとるためにのみ使用しま</small>			<small>秘匿希望</small>

電話（自宅）		（ ）	
（携帯）		（ ）	
学校所在地		電話 （ ）	

に改める。

様式第二十八号注意中「**印鑑証明書**」を「**印鑑登録証明書**」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。